

令和5年4月吉日

保護者の皆様へ

田原市教育委員会

「県民の日学校ホリデー」について（お知らせ）

日頃は、本市の教育活動にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本県では、令和5年度から11月27日を「あいち県民の日」として制定し、11月21日から27日までの1週間を「あいちウィーク」として、県民の日に関する啓発や、県民の日の趣旨にふさわしい事業を実施することとしています。

そこで、「あいち県民の日」を契機として、子供たちが愛知への愛着や誇りを持つことができるよう、令和5年度から「あいちウィーク」期間中の平日の1日を「県民の日学校ホリデー」として学校休業日とすることになりました。

「県民の日学校ホリデー」は、学校教育法施行令第29条の「体験的学習活動休業日」として、子供たちが家族などと一緒に、地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深める体験的な学習活動等に参加することを通して、愛知への愛着と県民としての誇りを持つことができる環境の醸成を促すこととしています。

そこで、本市では下記の通り「県民の日学校ホリデー」を設定します。

皆様には、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

令和5年度の田原市立小中学校の「県民の日学校ホリデー」について

11月27日（月）を学校休業日とする

【問い合わせ先】

田原市教育委員会 学校教育課

電話 23-3679